

令和3年度事業報告書

独立行政法人 国際観光振興機構

目次

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	7
4. 中期目標	9
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとめりの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
6. 中期計画及び年度計画	11
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	16
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	23
10. 業務の成果と使用した資源との対比	25
(1) 自己評価	
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11. 予算と決算との対比	27
12. 財務諸表	28
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	31
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	33
15. 法人の基本情報	36
(1) 沿革	
(2) 設立に関する根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所の所在地	

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	44
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の長によるメッセージ

2016年、日本を「観光先進国」とするという政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定されました。その中で、2030年にインバウンド(訪日外国人旅行者)を6,000万人、同消費額を15兆円、地方エリアでの外国人延べ宿泊数を1億3千万人泊とする等の目標が設定されました。

当機構は1964年に発足し、これまで約60年にわたって、インバウンド促進の活動をしてまいりましたが、改めて訪日プロモーションの実施主体と位置付けられ、国内外の関係者と連携しながら、全力で業務に取り組んでまいりました。

国を挙げての取り組みの結果、インバウンドは2019年には過去最高の3,188万人を記録し、外国人訪問者数ランキングでは世界で12番目の国となりました。

このような状況下、2020年春頃から新型コロナウイルス感染症が世界的な拡散を始めました。多くの国で海外渡航制限措置等が採られ、国際間交流は激減しました。日本においても観光目的の入国者の受入れをほぼ全面的に停止したため、2021年のインバウンドは2019年比99.2%減の24万6千人まで落ち込み、2022年も、前半は厳しい状況が続いています。

コロナ禍において、令和3年度の当機構の事業も大きく影響を受け、セミナー、商談会等の大規模イベントの中止や縮小、海外の旅行業界・メディア関係者を招請する等の人の移動を伴う多くの事業が中止や延期を余儀なくされました。

このように人々の国際間交流が激減した状況をふまえ、当機構では、「中期計画」上で定めた、令和3年度の目標数値とは別に、当年度の実態に合わせた取組方針を定め、様々な工夫を凝らしながら、将来を見すえたインバウンドの底上げを行って参りました。その具体的なものは以下のとおりです。

- 日本が重点市場と考えている世界の中の22市場について市場別に、「海外旅行そのものに対する考え方・動向」「日本へ旅行する意欲」等、全般にわたる調査を実施。令和4年度以降の戦略的プロモーションの基礎とする。
- コロナ禍における訪日旅行の不安払拭に向けた情報発信を強化。(本部からの全般的な情報の他、各海外事務所がその地域にあった独自の観点からの情報等)
- DMO、自治体等個々の観光関係者のレベルアップを図るとともに、当機構との連携をより密にするため、国内の事業パートナー向けに海外事務所とのオンライン個別相談会を実施。
- 全国で1,500箇所強となる「認定外国人観光案内所」に対し、インバウンド再開を見すえたブロック別、あるいは全国研修会の実施。
- 全国の自治体、DMO等から収集した各地域の特徴あるアクティビティや観光施設などの観光コンテンツのサイトへの掲載や、自治体、DMOが作成した記事や動画を当機構のオウンドメディア内で発信する取組みの継続。

また、令和3年度に実施された国際的なイベント2つについては、次のとおり対応しました。

- 無観客開催となった東京オリンピック・パラリンピック大会に関しては、「将来の訪日意欲の向上」を目指して、「知られざる地方の魅力」と「日本のアクセシビリティ」をキーメッセージとしたニュースレター、プレスリリースの配信。
- 世界的に大きな流れになってきているアドベンチャートラベルの世界大会(ATWS 北海道／日本※)にて、北海道をはじめとする日本全国のアドベンチャートラベルの魅力をオンラインで発信。
※2021年9月にリアル開催の計画だったが、コロナ禍により、オンライン開催となった。しかし、2023年9月には札幌におけるリアル開催が決定。

さらに、当機構では、令和3年度、以下の2点の組織改正、組織の強化を行いました。

- かねてより、富裕層の誘客が期待できると考えていた中南米地域、中東地域について、メキシコ、ドバイにそれぞれ事務所を設置。(これで、当機構の海外事務所は24ヶ所に)
- 世界的なSDGs意識の高まりや、地方エリアへの旅行ニーズの高まりをふまえ、持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)を推進するために、「サステナブル・ツーリズム推進室」を、また、旅行消費額の増加に資する高付加価値旅行を推進するために、「高付加価値旅行推進室」を設置。

以上のほか、業務運営に関するリスクについて、新たな管理手法の導入の検討を進めるなど、内部統制の体制についても強化を図っております。

令和4年度には、高付加価値旅行、サステナブル・ツーリズム、アドベンチャートラベルのほか、出入国規制の動向等を踏まえた機動的なプロモーションの実施、国内外のメディアとの連携強化による訪日旅行の魅力の発信、地方誘客促進に向けた国内インバウンド関係者との関係強化、MICE関係の国際団体と連携した国際会議の誘致強化を重点的に進めていくこととしています。また、海外事務所の空白地帯である中国内陸部の成都及び北欧のストックホルム(スウェーデン)においても事務所開設の準備に着手しました。

観光は、世界の人々の交流を深め、相互理解を促進する平和産業です。コロナ禍にあって厳しい状況が続いていましたが、海外からは早く日本に行きたいという声が聞こえてきており、実際に政府が観光目的の入国を再開するなど、本格的な訪日観光の回復に向けた動きも見え始めてきております。さらに、本年12月のガストロノミー・ツーリズム世界フォーラムや2025年の大阪・関西万博など、日本における大型国際イベントの開催も控えており、これらの機会をとらえたプロモーションも積極的に実施していく予定です。インバウンドの復活と政府目標の達成に向け、また、当機構が経営理念において掲げる「国民経済の発展」、「地域の活性化」などの4つの約束の実現に向け、同じく経営理念に掲げる日本のインバウンド旅行市場を拡大する中核的な存在としての役割を果たすべく、政府、自治体、民間企業等全ての関係者の皆様とオールジャパン体制で様々な取組を推進してまいりますので、引き続き皆様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人 国際観光振興機構

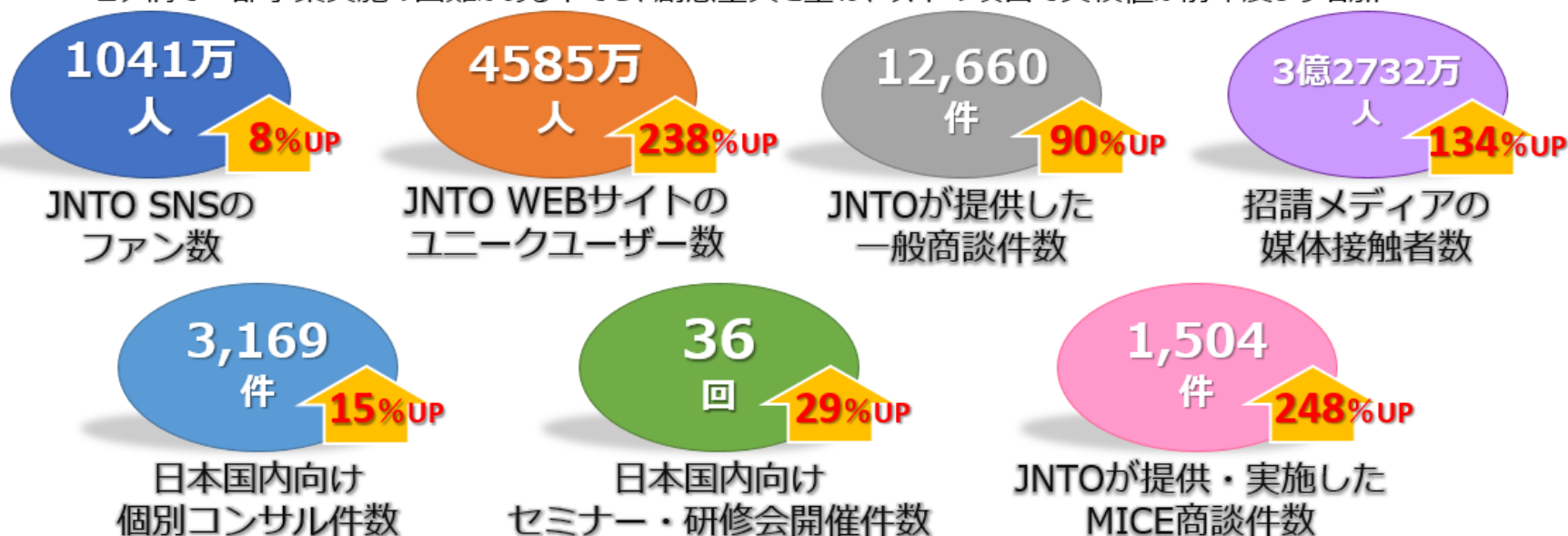
理事長 清野 智



令和3年度 数値で見るJNTOの成果

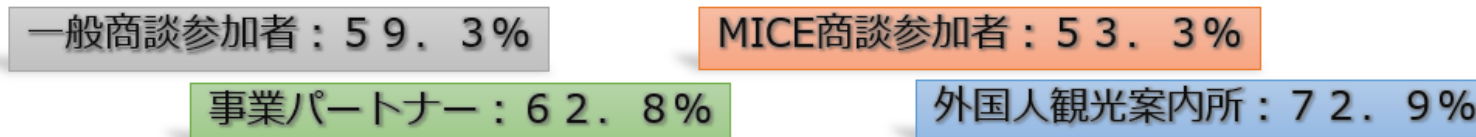
<より多くの方へサービスを提供> (%は対R2年度比)

→コロナ禍で一部事業実施の困難がある中でも、創意工夫を重ね、以下の項目で実績値が前年度より増加



<より高いレベルのサービスを提供> (4段階評価で最上位の評価を得る割合)

→提供情報等のサービスの質の向上努力により、多くの関係者から高評価を獲得



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的としています。(独立行政法人国際観光振興機構法(平成 14 年法律第 181 号。以下「国際観光振興機構法」という。)第3条)

(2) 業務内容

当機構は、国際観光振興機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- 2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
- 3) 通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第 11 条第1項の規定により全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。
- 4) 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- 5) 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- 6) 前各項目の業務に附帯する業務を行うこと。
- 7) 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成 6 年法律第 79 号)第 11 条に規定する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国土交通省が定めた、当機構の第四期中期目標(平成30年2月28日策定)においては、当機構の政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)が定められており、概要は以下のとおりです。詳しくは当機構の第四期中期目標をご参照ください。

(URL:https://www.into.go.jp/jpn/about_us/reports/yonki_chuki_mokuhyo.pdf)

外国人旅行者の来訪を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。

平成28年3月30日には、安倍内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、訪日外国人旅行者数を2030年6,000万人、訪日外国人旅行消費額を2030年15兆円を目標とするなど、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、新たな目標を設定するとともに、これらの目標の実現のため、3つの視点を柱とする10の改革を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられた。

さらに、これを踏まえ、世界が訪れたい「観光先進国・日本」への飛躍を図ることを目的として、「観光立国推進基本計画」も改定されたところである(平成29年3月28日閣議決定)。

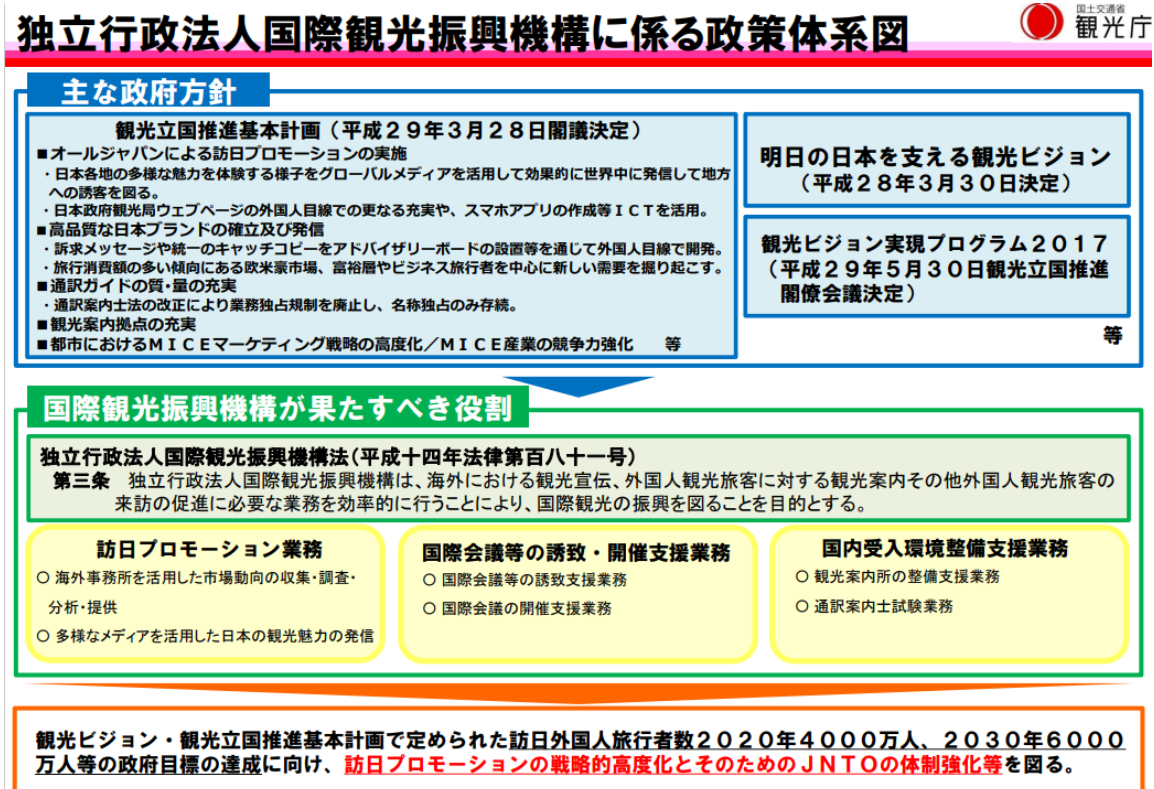
観光先進国の実現は、地方創生の切り札、成長戦略の柱として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等の政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。

独立行政法人国際観光振興機構については、訪日プロモーション事業の実施主体として、インバウンド拡大における中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて、政府が掲げる目標の達成に貢献することが期待されており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、以下を柱とする大胆な改革を進めていく必要がある。

- ✓ 国別戦略に基づく訪日プロモーションの徹底
- ✓ デジタルマーケティングの本格導入
- ✓ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現

また、国際会議等の誘致・開催支援や国内の受入環境整備支援においても、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。

(参考)政策体系図(国土交通省による当機構の第四期中期目標)



4. 中期目標

(1) 概要

当機構の中期目標については、現在、第四期中期目標期間中となりますが、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、国土交通大臣により、2018年2月28日に定められました。第四期中期目標期間は、平成30年度(2018年4月1日)から令和4年度(2023年3月31日)までの5年間としています。

本中期目標においては、国土交通省の政策体系における、「政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」、「施策目標20 観光立国を推進する」の実現に向け、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項が定められています。具体的には、訪日プロモーション業務(国別戦略に基づくプロモーションの徹底、デジタルマーケティングの本格導入、訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現)、国際会議等の誘致・開催支援業務、国内受入環境整備支援業務が記載されています。

また、業務運営の効率化に関する事項(組織運営の効率化、業務運営の効率化、業務の電子化及びシステムの最適化)、財務内容の改善に関する事項(財務運営の適正化、自己収入等の拡大)、その他業務運営に関する重要事項(内部統制の充実、情報セキュリティ対策の推進、活動成果等の発信、関係機関との連携強化)が記載されています。

詳細については、当機構の第四期中期目標を参照してください。

(URL:https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/yonki_chuki_mokuhyo.pdf)

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

当機構は、第四期中期目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

区分名
訪日プロモーション等業務 - 訪日プロモーション業務 - 国際会議等の誘致・開催支援業務
国内受入環境整備支援業務

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当機構では、経営理念として、実現を目指す4つの約束をビジョンとして、そのために果たすべき4つの役割をミッションとして以下のとおり定めております。

Vision： 私たちが目指すこと

私たちは、日本のインバウンド旅行市場を拡大する政府観光局として、
国民経済の発展、地域の活性化、国際的な相互理解の促進、
日本のブランド力向上を実現することにより、
未来の日本をより豊かに、元気に、明るくすることを目指します。

4つの約束

①国民経済の発展

海外からのお客さまの旅行消費と、関連産業の成長によって国民経済を発展させます。

②地域の活性化

各地の関係者との連携により、海外のお客さまを誘致して地域を盛り上げ、経済を活性化します。

③国際的な相互理解の促進

観光を通じた交流、ふれあいにより、世界各地の方々とお互いの理解を深めあい、友好関係を築きます。

④日本のブランド力向上

日本の魅力を世界に広め、国際的なブランド力、評価をより一層高めます。

Mission： 私たちが果たすべき役割

私たちは、国内外の関係者と連携し、
公正性・透明性を保ちながら、
日本のインバウンド旅行市場を拡大する中核的な存在として、4つの役割を果たします。

①Information Hub

価値ある情報を集め、分析し、発信します。

②Coordination

さまざまな関係者のニーズをつなぐ
ネットワークを創造します。

③Innovation

長期的な視野に立ち、
新しい市場を開拓しつづけます。

④Leadership

的確な戦略と提案により、
インバウンド旅行市場を牽引します。

6. 中期計画及び年度計画

当機構は、中期目標を達成するため中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。各項目の内容の詳細については、中期計画と当事業年度に係る年度計画をご参照ください。

(中期計画 URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/yonki_chuki_keikaku.pdf)

(年度計画 URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/nendo_keikaku_r3.pdf)

中期計画	年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 訪日プロモーション業務	
① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底	
<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの招請やウェブサイト等の活用による日本の認知度向上 ・有力旅行会社の招請、商談会の開催等による訪日旅行商品造成の促進 ・PDCA サイクル化を徹底した事業実施 ・訪日無関心層を訪日関心層へと態度変容させるためのプロモーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの招請やウェブサイト等の活用による日本の認知度向上 ・有力旅行会社の招請、商談会の開催等による訪日旅行商品造成の促進 ・PDCA サイクル化を徹底した事業実施 ・オリンピック・パラリンピック東京大会の開催による地方の観光情報発信を含めた訪日プロモーションの実施 ・新型コロナウイルス感染症を受けた SNS 等を活用した訪日旅行の不安払拭のための正確な情報発信の実施
<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数: 1,000 万人 ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数: 5,000 万人 ・提供する訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数: 年平均 33,600 件以上 ・商談参加者から 4 段階の最上位評価を得る割合: 45%以上 ・招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数: 年平均 3.6 億人以上 	<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数: 960 万人 ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数: 4,500 万人 ・提供する訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数: 年 33,600 件以上 ・商談参加者から 4 段階の最上位評価を得る割合: 45%以上 ・招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数: 年 3.6 億人以上
② デジタルマーケティングの本格導入	
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマーケティングの体制強化やデータ分析に基づくマーケティングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマーケティングの体制強化やデータ分析に基づくマーケティングの実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・分析結果を活用した SNS 投稿内容の改良や多言語ウェブサイトの活用等による情報発信の高度化 ・自治体等の情報発信の品質向上の支援
<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数：1,000 万人(再掲) ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数：5,000 万人(再掲) 	<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルネットワークサービスのファン数：960 万人(再掲) ・作成するウェブサイト等の年間ユーザー数：4,500 万人(再掲)
<p>③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業パートナーに対するコンサルティングの実施 ・在外公館等との連携、イベントやセミナーの開催等による効果的な訪日外国人旅行者の誘客 ・地方運輸局、地方自治体・DMO 等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化等、地方が行うプロモーションの質の向上の支援 	
<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業パートナーに対する海外事務所員や本部職員による個別コンサルティング：4,000 件以上 ・事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が 4 段階評価で最上位の評価を得る割合：50%以上 ・地方公共団体等国内関係主体を対象とした各種研修会、ワークショップ、セミナー等の開催：年間 25 回以上 	<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業パートナーに対する海外事務所員や本部職員による個別コンサルティング：3,900 件以上 ・事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が 4 段階評価で最上位の評価を得る割合：50%以上 ・地方公共団体等国内関係主体を対象とした各種研修会、ワークショップ、セミナー等の開催：年間 25 回以上
<p>(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3 割以上・アジア最大の開催国」の達成に貢献 ・国際ネットワークを活用した、日本の MICE ブランド・コンセプトに基づくデジタルマーケティング等プロモーションの展開 ・国内主催者関係強化・支援強化等、ナショナルコンベンションビューローとしての機能強化 ・ミーティング、インセンティブについて、海外 MICE 見本市等のイベントや媒体を活用したプロモーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3 割以上・アジア最大の開催国」の達成に貢献 ・国際ネットワークを活用した、日本の MICE ブランド・コンセプトに基づくデジタルマーケティング等プロモーションの展開 ・国内主催者関係強化・支援強化等、ナショナルコンベンションビューローとしての機能強化 ・ミーティング、インセンティブについて、ニューノーマルに対応した訪日 MI 旅行のコンテンツ情報の発信 ・国内のコンベンションビューロー職員等を対象とした、経験値に合わせた階層別人材育成プログラムの提供

<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との商談件数:年平均 3,400 件以上 ・商談参加者に対する調査において、商談の評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 30%以上 	<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との商談件数:年 3,400 件以上 ・商談参加者に対する調査において、商談の評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 30%以上
<p>(3) 国内受入環境整備支援業務</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・認定観光案内所 1,500 箇所に向けた、新規認定申請の促進及び更新の呼びかけ ・認定案内所実態調査、研修会、連絡会の開催による観光案内所間におけるネットワークの構築・拡充 ・ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)の効果的な運営による、対面による質の高い情報提供及び全国の案内所との連携強化 ・全国通訳案内士試験の安定的な実施のための事務運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・未認定観光案内所に対し認定制度の説明を行い、認定申請を促進 ・研修などの支援サービスの強化、観光案内所間におけるネットワークの構築・拡充 ・ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)の効果的な運営による、対面による質の高い情報提供及び全国の案内所との連携強化 ・全国通訳案内士試験の安定的な実施のための事務運営
<p><数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光案内所に対する調査における支援サービスの評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合: 70%以上 	
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>(1) 組織運営の効率化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・欧米豪等の組織の強化や新設事務所の体制整備、更なる体制強化の準備 ・海外事務所の迅速な意思決定、海外事業者のより一層の活用(海外契約)への努力 ・能力と実績に基づく人事評価や、能力啓発への努力 ・海外事務所の成果指標に基づく評価や、経営資源の配分等の不断の見直し 	
<p>(2) 業務運営の効率化</p>	
<p>① 効率化目標の設定等</p>	
<p>② 調達等合理化の取組</p>	
<p>(3) 業務の電子化及びシステムの最適化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の電子化及びシステムの最適化の推進 	
<p>3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	
<p>(1) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期計画別紙のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度計画別紙のとおり
<p>(2) 財務運営の適正化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人会計基準」等を遵守した、適正な予算と実績の管理及び会計処理の実施 	
<p>(3) 自己収入の確保</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・賛助団体・会員制度や事業を通じた自己収入の拡大 	

4. 短期借入金の限度額	
・短期借入金の限度額 : 100 百万円	
5. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画	
・なし	
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	
・なし	
7. 剰余金の使途	
・業務の改善・質の向上のための環境整備	
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 内部統制の充実	
・内部規程の整備、業務目標の明確化、外部専門家の知見を得た内部統制機能の改善と有効性の確保	
・コンプライアンスの徹底	
・内部監査・外部監査等を踏まえた、組織・業務運営の適切な改善	
(2) 情報セキュリティ対策の推進	
・情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化	
(3) 活動成果等の発信	
・訪日プロモーションに係る目的や必要性、成果に関する情報発信	
(4) 関係機関との連携強化	
・関係省庁、政府関係法人、地方自治体や関係団体・民間企業等との連携強化	
(5) 人事に関する計画	
・適切な人材確保・育成及び人事配置	
・職員の意欲向上のための、人事評価に応じた処遇及び研修等の活用による能力啓発	
・役職員給与水準の適正化及びその取組の公表	
(6) 独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)第11条第1項に規定する積立金の使途	
・やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前期中期目標期間に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充当	・前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当

なお、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により、直接に訪日を促す情報提供や国外からの招請、商談会への参加等が困難な状況が続き、機構の事業活動が大きな制約を受けたことから、プロモーションの再開に向けたロードマップを策定し、創意工夫を行って事業を実施することで、年度計画ひいては中期計画の実施に向けて最大限の努力を行うこととしました。

加えて、令和3年度は特に、インバウンド再開後を見据えたきめ細やかなマーケティングを強化し、将来の訪日意欲を喚起するためのプロモーションや、国内におけるインバウンド関係者の支援強化、インバウンド再開後の旅行ニーズをにらんだ、高付加価値旅行、サステナブル・ツーリズム、

アドベンチャートラベルなどのテーマ別旅行の取組強化、ビジット・ジャパン重点 22 市場における訪日旅行意向に関する独自調査データに基づく今後の訪日マーケティング戦略の検討などにも取り組むこととしました。

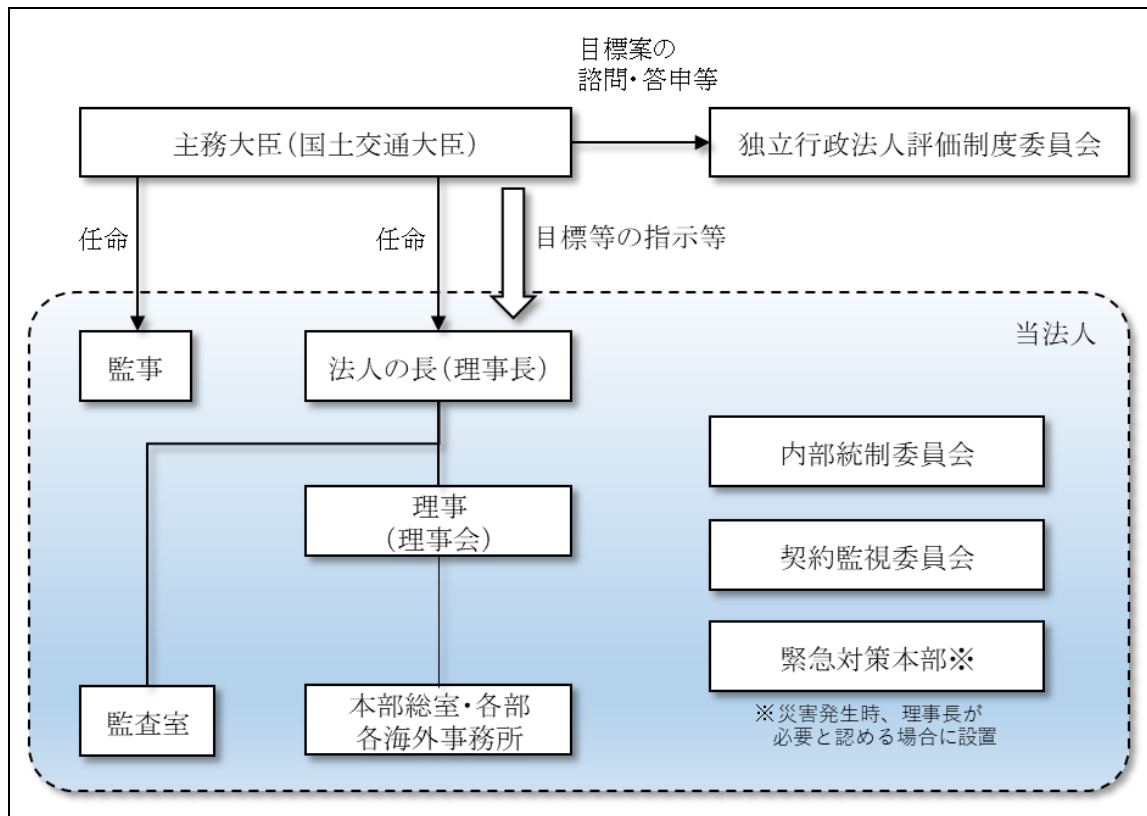
このような取組の方向性について、年度当初に JNTO の令和 3 年度の「主な取組方針」として定め、ウェブサイト公表を行っています。

(https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/20210423_3.pdf)

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

当機構のガバナンスの体制図は以下のとおりです。



当機構では、業務方法書において、内部統制に関する事項として、以下を定めています。詳しくは、当機構の業務方法書をご参照ください。

(URL: https://www.into.go.jp/jpn/about_us/law/r_gyoumu.pdf)

- ✓ 内部統制に関する基本方針
- ✓ 法人運営に関する基本的事項
- ✓ 理事会の設置及び役員の分掌に関する事項
- ✓ 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- ✓ 内部統制の推進及びリスク評価と対応に関する事項
- ✓ 情報システムの整備と利用に関する事項
- ✓ 情報セキュリティの確保に関する事項
- ✓ 個人情報保護に関する事項
- ✓ 監事及び監事監査に関する事項
- ✓ 内部監査に関する事項

- ✓ 入札・契約に関する事項
- ✓ 予算の適正な配分に関する事項
- ✓ 情報の適切な管理及び公開に関する事項
- ✓ 職員の人事・懲戒に関する事項

このうち、内部統制に関する基本方針については、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際観光振興機構法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図る、としています。また、平成27年（2015年）には、「独立行政法人国際観光振興機構内部統制の推進に関する規程」を整備し、内部統制委員会の設置等を定めています。

(2) 役員等の状況

① 役員一覧（2022年3月31日現在）

氏名	役職	任期	担当	経歴
清野 智	理事長	自 2018年4月1日 至 2023年3月31日		1970年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 1996年6月 取締役人事部長、人材開発部長 2006年4月 代表取締役社長 2012年4月 取締役会長
吉田 晶子	理事長 代理	自 2020年7月21日 至 2023年7月31日	全体総括	1988年4月 運輸省入省 2015年8月 独立行政法人国際観光振興機構理事 2017年7月 国土交通省大臣官房政策評価審議官 (兼)大臣官房秘書室長 2018年7月 国土交通省大臣官房審議官(国際担 当) 2019年7月 国土交通省関東運輸局長
蜷川 彰	理事	自 2019年4月1日 至 2023年3月31日	総務部・海 外プロモ ーション部	1980年4月 日本航空株式会社入社 2010年6月 独立行政法人国際観光振興機構入構 2015年4月 独立行政法人国際観光振興機構イン バウンド戦略部長 2017年4月 独立行政法人国際観光振興機構グロ ーバルマーケティング部長 2018年4月 独立行政法人国際観光振興機構参与
蔵持 京治	理事	自 2021年7月1日 至 2023年9月30日	企画総室・ 地域連携部	1992年4月 運輸省入省 2014年10月 内閣官房内閣参事官 2016年10月 観光庁観光地域振興部観光資源課長 2019年7月 国土交通省総合政策局交通政策課長 2020年7月 独立行政法人国際観光振興機構企画 総室長
遠藤 克己	理事	自 2020年7月1日 至 2023年9月30日	市場横断プ ロモーション 部・MICE プ ロモーション 部	1986年4月 全日本空輸株式会社入社 2010年4月 大分支店支店長 2012年4月 大連・瀋陽支店(大連)支店長 2015年4月 上海・杭州支店(上海)支店長 2018年7月 独立行政法人国際観光振興機構統括 役

氏名	役職	任期	担当	経歴
戸田 次郎	監事	自 2018年8月1日 至 2022年度の財務諸 表承認日まで		1986年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2013年4月 (株)損害保険ジャパン北陸保険金サー ビス部長 2014年4月 そんぽ24損害保険(株)取締役常務執 行役員 2016年4月 損害保険ジャパン日本興亜(株)岐阜中 央支店長 2018年4月 損害保険ジャパン日本興亜(株)中部業 務部担当部長
大塚 美智子	監事 (非常勤)	自 2015年4月1日 至 2022年度の財務諸 表承認日まで		1981年4月 住友商事株式会社入社 1986年10月 朝日新和会計社(現 有限責任あずさ 監査法人)入社 2006年10月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ 監査法人)シニアマネージャー 2013年5月 大塚公認会計士事務所公認会計士 2020年6月 セイコーエプソン株式会社社外取締役 監査等委員

② 会計監査人の氏名または名称: 有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和3年度末において213人(前期比6人増、2.9%増)であり、平均年齢は38.56歳となっています。このうち、国からの出向者は27人、令和3年3月31日退職者は10人です。なお、これら職員のほか、自治体や民間企業からの出向者が48人、海外事務所の現地職員が87人います。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度に完成した主要な施設等: なし
- ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充: なし
- ③ 当事業年度に処分した主要な施設等: なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	958	-	-	958
資本金合計	958	-	-	958

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

前中期目標期間繰越積立金取崩額 88,955 円は、前中期目標期間から繰り越された積立金に対する事業のうち、令和3年度において費用として発生した相応分に充てるため、平成30年6月29日付で国土交通大臣から承認を受けた 66,234,776 円を取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
運営費交付金	8,078	94.7%
賛助金収入	288	3.4%
事業収入	134	1.6%
事業外収入	26	0.3%
寄附金収入	-	0.0%
合計	8,526	100.00%

② 自己収入に関する説明

当機構は、主たる自己収入として賛助金収入及び事業収入を得ています。賛助金収入は、当機構の活動にご賛同いただく賛助団体からの協賛金収入及びインバウンド事業に係る各種支援を希望する会員からの会費収入です。賛助団体・会員は、宿泊施設や旅行会社をはじめとする民間事業者や地方公共団体、観光関連団体等で構成されています。

事業収入は、通訳案内士法に基づき当機構が実施する全国通訳案内士試験(国家試験)に係る受験料収入、デジタルマーケティングを通じた観光情報提供や訪日プロモーション事業、マーケティング事業等の受託業務収入です。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当機構は、社会及び環境への配慮として、法令等に基づき当機構のウェブサイトにおいて以下の方針・指針を公表することともに、例えば調達において、企画競争及び一般競争入札(総合評価落札方式)における審査にあたりワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目を設け、女性活躍を推進する企業の受注機会増大を図るなどの措置を講じています。

<調達配慮の公表・実施>

- ✓ 環境物品等の調達の推進を図るための方針
- ✓ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針
- ✓ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針

また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を定め、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、以下の目標を掲げています。

- ① 仕事と家庭の両立に活用できる諸制度の周知。
- ② 女性100%、男性30%の育休取得率を目指す。
- ③ 働き方改革を推進する。

さらに、令和3年度には、持続可能な世界を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals=SDGs)」への貢献と、コロナ禍を受けた世界の旅行者の持続可能性(サステナビリティ)に対する意識の高まりを踏まえ、「SDGsへの貢献と持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)の推進に係る取組方針」

(https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/20210622.pdf)を策定し、同方針に基づき、年度中にSDGsに資する組織運営の推進やプロモーション活動における環境保全への配慮、海外向け情報発信、国内関係者への情報提供等105件の取組を行い、業務におけるSDGs及びサステナブル・ツーリズムの推進を図ったところです。

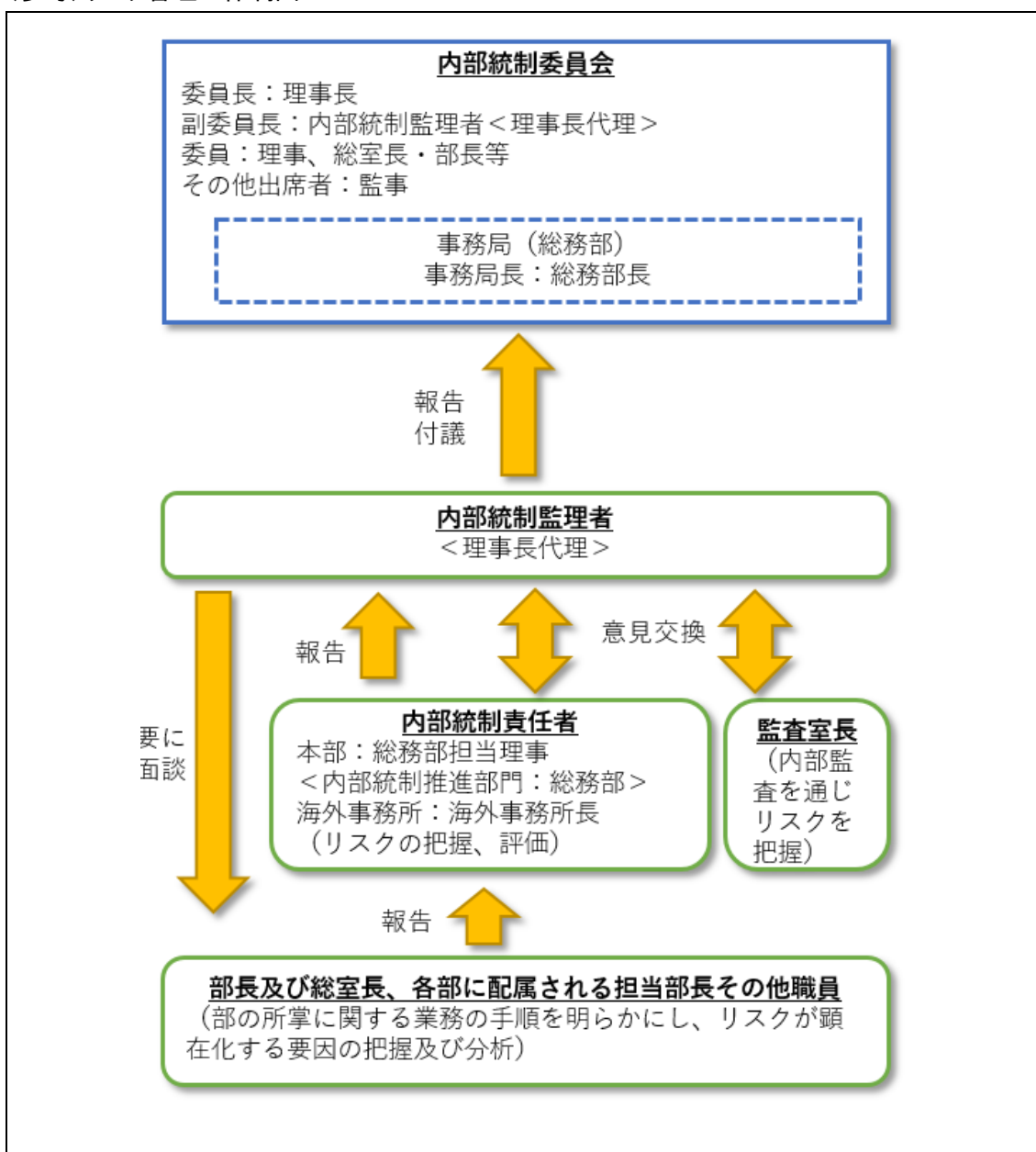
本取組方針においては、人種や国籍、民族や宗教、ジェンダーや年齢、障害の有無等に関係なく、全ての旅行者が日本において快適で安全・安心な旅行ができるよう、ユニバーサル・ツーリズムについても推進していくこととしています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスクを、中期目標等の達成その他当機構のミッション遂行の障害となるものと定義し、内部統制の推進に関する規程に基づき、理事長を委員長として理事及び部長等から構成される内部統制委員会を開催しています。内部統制委員会では個々のリスクについて審議及び検討し、PDCA によるリスク管理を行っています。

(参考)リスク管理の体制図



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当機構の業務運営上の課題・リスクの一例及びその対応策は次のとおりです。

<課題・リスク>

I. 管理業務関連

- (1) 国内外で自然災害、感染症の流行等により、業務継続が困難となる等の環境リスク
- (2) 為替変動等により予算執行が適切に行われない等の会計リスク
- (3) 内部統制システムの浸透が進まない等の運営リスク
- (4) 情報セキュリティに関わるインシデントが発生する等の ICT リスク
- (5) コンプライアンス違反の発生等のリーガルリスク

II. 事業業務関連

- (1) 不適切な旅行会社・メディア・MICE 関係者の招請、国内の自然災害・テロ事件の発生、感染症の流行等により訪日プロモーションが実施できないリスク
- (2) サイトや SNS が外部から攻撃を受けることによる個人情報流出リスクや SNS が炎上(風評被害発生等)するほか、デジタルマーケティングに関する外部環境の急激な変化に対応できないこと等のデジタルマーケティングが実施できないリスク
- (3) 地域等から収集するコンテンツ(画像等)の著作権、肖像権侵害等により、訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現が困難となるリスク
- (4) 大規模災害発生時の外国人旅行者への情報提供が困難となる等、国内受入環境整備支援業務が滞るリスク
- (5) 他者(他国)との競合により、ディスティネーションとしての魅力が相対的に低下するリスク

<対応策>

内部統制委員会において、リスクの把握(洗い出し)、リスク分析(絞り込み)、リスク評価(影響評価)を行い、各リスクにおける対応策を示しています。

詳しくは、「14. 内部統制の運用に関する情報」を参照下さい。

9. 業績の適正な評価の前提情報

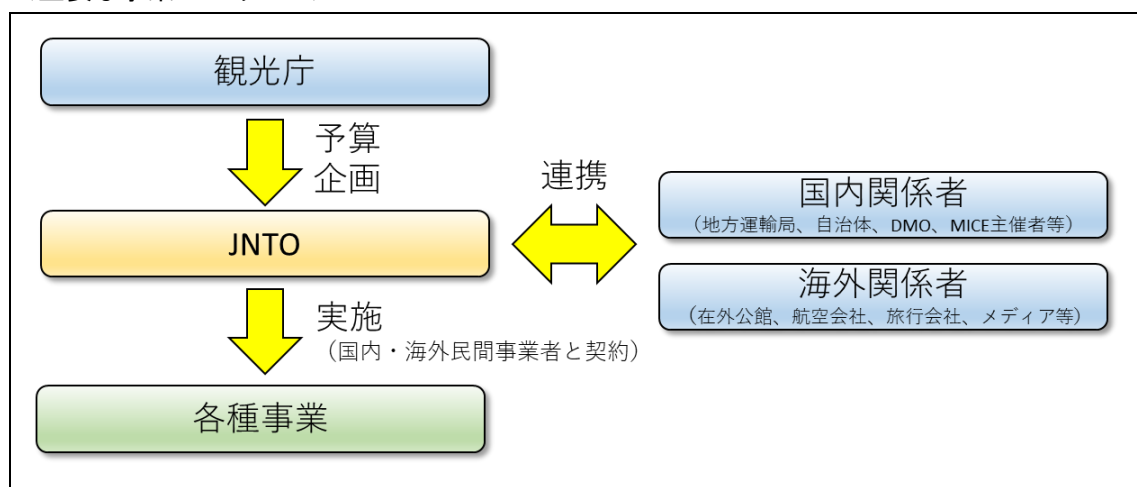
当機構の各事業についての構造は以下のとおりです。法令及び当機構の業務方法書の定めるところに従い、関係機関と緊密な連携、協力を図り、もってその業務の効果的かつ効率的な運営を期すものとしています。なお、以下の業務の一部を当機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められ、かつ、委託することにより優れた成果が十分期待される場合は、業務の一部を委託することができ、業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結して、業務を実施しています。

1. 訪日プロモーション等業務

訪日プロモーション業務については、外国人旅行者の来訪を促進するために、広告宣伝、旅行関係機関及び報道機関に対する支援、インターネット、印刷物、映像などによる訪日旅行情報の提供、訪日ツアー開発支援、国際観光交流支援、旅行博覧会、見本市、催物等への出展参加、旅行商談会の開催、その他必要な業務を行っています。また、外国人旅行者に関する調査、国際観光統計の取りまとめ、海外旅行市場に関する調査及び分析、海外宣伝効果の測定、国際観光に関する情報の収集などを行うとともに、これら調査研究等の成果を報告書などの資料、講演会、コンサルティング活動などを通して公表するとともに、国際観光の振興に寄与する出版物を刊行しています。

国際会議等の誘致・開催支援業務については、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に資するため、国際コンベンションの開催情報の収集・提供、国際コンベンションの誘致支援活動、我国及び国際会議観光都市等の広報・宣伝、国際コンベンション開催支援活動、人材育成及び寄附金・交付金事業、その他必要な業務を行っています。

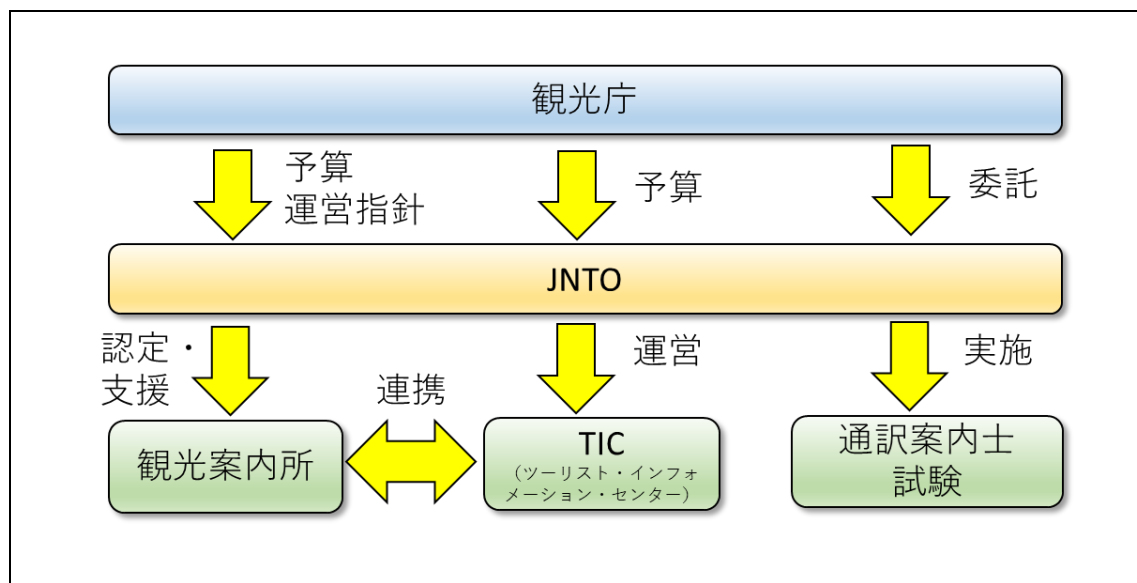
<主要な事業のスキーム>



2. 国内受入環境整備支援業務

外国人旅行者の受入体制を充実させるために、外国人旅行者に対する観光案内所(TIC)を運営することにより観光情報の提供を行うとともに、全国各地の外国人観光旅客向け観光案内所の認定及び支援、外国人旅行者受入に関する講習会の開催、善意通訳の普及と組織化、その他の外客受入体制整備の改善に資する業務を行っています。また、通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規定に基づき、法及び通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)並びにこれらに基づく試験事務の実施に関する規程等に従って、全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行っています。

<主要な事業のスキーム>



10. 業務の成果と使用した資源の対比

(1) 自己評価

項目	評価(※)	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
(1) 訪日プロモーション業務	B	12,531 百万円
① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底	B	
② デジタルマーケティングの本格導入	B	
③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現	A	
(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務	B	
2. 国内受入環境整備支援業務		
(3) 国内受入環境整備支援業務	A	121 百万円
① 観光案内所の整備支援業務	A	
② 通訳案内士試験業務	B	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項		
(1) 組織・運営の効率化 (2) 業務運営の効率化 ① 効率化目標の設定等 ② 調達等合理化の取組 (3) 業務の電子化及びシステムの最適化	A	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項		
(1) 財政運営の適正化及び自己収入の確保	A	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項		
(1) 内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の推進	A	
(2) 活動成果等の発信	A	

(3)関係機関との連携強化	A	
(4)人事に関する計画	B	
法人共通		646 百万円
合計		13,298 百万円

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価(※)	A	A	B	-	-

※評価の説明

S:当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A:当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B:全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

なお、独立行政法人の評価に関する指針(平成31年3月12日改定)では、主務大臣が行う評価について、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するもの」とされています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響は、「6. 中期計画及び年度計画」で記載のとおりとなりますが、機構では、インバウンド再開後の将来を見据えたきめ細やかなマーケティングなど、JNTOの令和3年度の「主な取組方針」に基づく取組も自己評価に反映させています。

詳細については、令和3年度業務実績に関する自己評価を参照ください。

(URL:https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/business_reports.html)

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	8,078	8,078	
賛助金収入	269	288	
事業収入	302	134	事業受託件数が予定を下回ったため
事業外収入	4	26	過年度費用の返納等があったため
寄附金収入	100	-	新規募集件数が予定を下回ったため
計	8,754	8,526	
支出			
業務経費	25,041	10,129	事業繰越が発生したため
受託経費	433	210	事業受託件数が予定を下回ったため
交付金事業経費	100	5	交付決定がなかったため
人件費	2,724	2,483	採用等が予定を下回ったため
一般管理費	690	512	
計	28,987	13,339	

詳細については、決算報告書を参照してください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	25,490	流動負債	20,956
現金・預金（*1）	25,248	運営費交付金債務	14,659
その他	242	預り寄附金	1,024
		未払金	4,987
		その他	285
固定資産	2,306	固定負債	2,050
有形固定資産	252	資産見返負債	597
無形固定資産	349	その他	1,453
投資その他の資産	1,704		
		負債合計	23,005
		純資産の部（*2）	
		資本金	
		政府出資金	958
		資本剰余金	△ 224
		利益剰余金	4,056
		純資産合計	4,790
資産合計	27,795	負債純資産合計	27,795

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	13,293
国際観光振興事業費（*3）	12,630
交付金事業費（*4）	4
一般管理費（*5）	646
財務費用	12
臨時損失（*6）	2
II その他行政コスト（*7）	5
減価償却相当額	2
除売却差額相当額	3
III 行政コスト	13,298

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	13,292
国際観光振興事業費（*3）	12,630
交付金事業費（*4）	4
一般管理費（*5）	646
財務費用	12
経常収益(B)	15,203
運営費交付金収益	14,408
国際観光振興事業収入	376
資産見返負債戻入	120
その他	298
臨時損失(C)（*6）	2
当期純利益(D=B-A-C)（*8）	1,910
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	0
当期総利益(D+E)	1,910

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期期首残高	958	△ 264	2,146	2,840
当期変動額				
I 資本金の当期変動額	0	0	0	0
II 資本剰余金の当期変動額	0	40	0	40
III 利益剰余金の当期変動額 (* 8)	0	0	1,910	1,910
当期変動額合計	0	40	1,910	1,950
当期末残高 (* 2)	958	△ 224	4,056	4,790

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△ 2,000
業務費支出	△ 9,884
人件費支出	△ 541
その他の支出	△ 87
運営費交付金収入	8,078
寄附金収入	288
その他の収入	145
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 198
III 資金に係る換算差額(C)	△ 12
IV 資金増加額(又は減少額)(D=A+B+C)	△ 2,210
V 資金期首残高(E)	27,457
VI 資金期末残高(F=D+E)(* 9)	25,248

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(* 9)	25,248
現金及び預金(* 1)	25,248

詳細については、財務諸表を参照してください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和3年度末現在の資産合計は 27,795 百万円と、前年度比 1,882 百万円減(6.3%減)となっています。これは、現金及び預金が前年度比 2,209 百万円減(8.0%減)となったことが主な原因です。

令和3年度末現在の負債合計は 23,005 百万円と、前年度比 3,832 百万円減(14.3%減)となっています。これは、運営費交付金債務が前年度比 6,762 百万円減、未払金が前年度比 2,481 百万円増となったことが主な要因です。

なお、令和3年度の運営費交付金債務は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けて、実施予定事業の次年度への延期等を行った結果 14,659 百万円となっており、現中期計画期間中の事業実施に活用していきます。

(2) 行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、資産の減価償却相当額等の費用が 2 百万円、除売却差額相当額等の費用が 3 百万円計上されています。その結果、行政コストは合計で、13,298 百万円となっています。

(3) 損益計算書

令和3年度末現在の経常費用は、13,292 百万円と、前年度比 4,005 百万円増(43.1%増)となっています。これは、国際観光振興事業費が前年度比 4,145 百万円増(48.9%増)、となったことが主な原因です。

また、令和3年度末現在の経常収益は、15,203 百万円と、前年度比 4,893 百万円増(47.5%増)となっています。これは、運営費交付金収益が前年度比 4,796 百万円増(49.9%増)となったことが主な原因です。

(4) 純資産変動計算書

令和3年度の純資産は、資産の取得による資本剰余金への振替額 45 百万円が増加した一方で、資産の減価償却相当額として 5 百万円減少しました。

上記に加え、当期総利益として 1,910 百万円を計上した結果、純資産は 1,950 百万円増加し、4,790 百万円となっています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

令和3年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、2,000百万円の支出超過となっています。これは運営費交付金収入が前年度比15,902百万円減(66.3%減)となったことが主な要因です。

また、令和3年度の投資活動によるキャッシュ・フローは198百万円の支出超過と、支出超過額は前年度比9百万円増(4.7%増)となっています。これは、有形固定資産支出が前年度比150百万円減(皆減)、無形固定資産の取得による支出が前年度比108百万円増(131.0%増)、差入敷金の返還収入が前年度比76百万円減(皆減)、資産除去債務の履行による支出が前年度比25百万円減(皆減)となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

当機構では、業務方法書にて、役員(監事を除く。)の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人国際観光振興機構法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)整備に関する事項を定めており、各項目の実施状況は以下のとおりです。

<法人運営(業務方法書第15条)>

経営理念・行動指針、役員倫理規程を定めています。令和3年度は、経営理念・行動指針に関する意見交換を部署・役職横断によるチームで行い、経営理念・行動指針の組織内への浸透を図りました。

<理事会の設置及び役員の方掌(業務方法書第16条)>

理事会の設置及び役員の方掌に関する規程等を整備しています。令和3年度には、理事会を21回開催し、組織運営・人事・経理・業務執行等に関する重要事項について、審議等を行いました。

<中期計画等の策定及び評価(業務方法書第17条)>

中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備しています。令和3年度も、年度計画を策定し、上半期は四半期ごとに、下半期は毎月の進捗管理を理事会等の定例会議において行うことで、コロナ禍において当初予定していた業務の実施が困難な状況になる中、事業の効果的な実施につなげました。

<内部統制の推進及びリスク評価と対応(業務方法書第18条)>

内部統制の推進及び業務実施の障害となるリスク要因の事前の識別、分析、評価及び当該リスクへの適切な対応に関する規程等を整備しています。令和3年度には、内部統制委員会を3回開催し、同委員会で試行的にリスクマップを作成するなど、各リスクの重要度を相対的に示したほか、決定したリスク管理計画と対応策に基づきリスク管理を行いました。また、内部統制監理者(理事長代理)と各理事、部長等の意見交換を2回実施し、組織にとって重要な課題やリスクについての対応方針・対応状況を整理しました。

なお、さらなる内部統制体制の強化のため、外部専門家に委託し、リスク管理の状況や手法について助言を受けるとともに、役員向け・職員向けの研修会も実施し、これらの内容を基に、令和4年度は新たな手法も取り入れ、海外事務所も対象にリスク管理の強化を行う予定としています。

また、事業継続計画(BCP)に基づき、令和元年度に設置した「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策本部」を38回開催し、本部及び海外事務所の職員の安全対策や業務の継続のあり方等について検討・決定するとともに、海外の市場動向について収集した情報の共有を行いました。

さらに、令和4年3月には、ロシア・ウクライナ情勢の悪化を踏まえ「ロシア・ウクライナ情勢に対する緊急対策本部」を設置し、状況を踏まえた事業の在り方等について検討・決定しました。

<情報システムの整備と利用(業務方法書第19条)>

情報システムの整備と利用に関する規程を整備しています。令和3年度には、情報システム管理委員会を3回開催し、既存システムの運用状況を確認するとともに、情報システムのセキュリティや保守レベルの向上に係る取組方針、当機構法人サイトのリニューアル等について審議し、これらを推進しました。

<情報セキュリティの確保及び個人情報保護(業務方法書第20条、第21条)>

情報セキュリティの確保に関する規程等及び個人情報保護に関する規程を整備しています。

令和3年度には、情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティに係る対策推進計画の審議と情報セキュリティインシデントの防止対策を検討するとともに、情報セキュリティ対策チーム会議を4回開催し、対策の推進状況や対策結果等を確認しました。

また、個人情報保護管理委員会において、個人情報保護のための各種取組の情報共有や、改正個人情報保護法について、弁護士を招いてポイント解説を実施するなど、制度理解への取組を進めました。

<監事及び監事監査(業務方法書第22条)>

監事及び監事監査に関する規程を整備し、監事監査を実施しています。令和3年度には、決算監査(財務諸表等監査・業務監査)、海外事務所監査、保有個人情報の管理に関する監査を実施し、監査結果を国土交通大臣及び理事長等へ報告しました。また、理事会や内部統制委員会等の重要な機構内会議や契約監視委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる等、日常業務における監査活動等を行い、内部統制の強化と業務の改善につなげました。

<内部監査(業務方法書第23条)>

監査室を設置し、本部及び海外事務所にて内部監査を実施しています。専門的知識が必要となる情報セキュリティ分野の監査では、外部専門家を活用した監査を実施し、監査の充実に努め、業務の改善につなげました。さらに、令和3年度からは、監査終了後に被監査部門に対してのアンケート調査や、(一社)日本内部監査協会等が開催する研修への参加により、監査自体の品質向上に努めました。

<入札・契約(業務方法書第24条)>

入札及び契約に関する規程等を整備しています。令和3年度には、契約監視委員会を2回実施し、機構が調達した契約の状況等について確認を行いました。

<予算の適正な配分(業務方法書第25条)>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を機構内部の予算配分等に活用する仕組みを構築しています。

<情報の適切な管理及び公開(業務方法書第26条)>

情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開について定めています。財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開については、16.(2)その他公表資料等との関係の説明をご参照ください。

<職員の人事・懲戒(業務方法書第27条)>

職員(非常勤職員等を含む)の人事管理方針に関する規程を整備しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

1964 年 4 月 特殊法人国際観光振興会設立

2003 年 10 月 独立行政法人国際観光振興機構設立

(2) 設立に関する根拠法

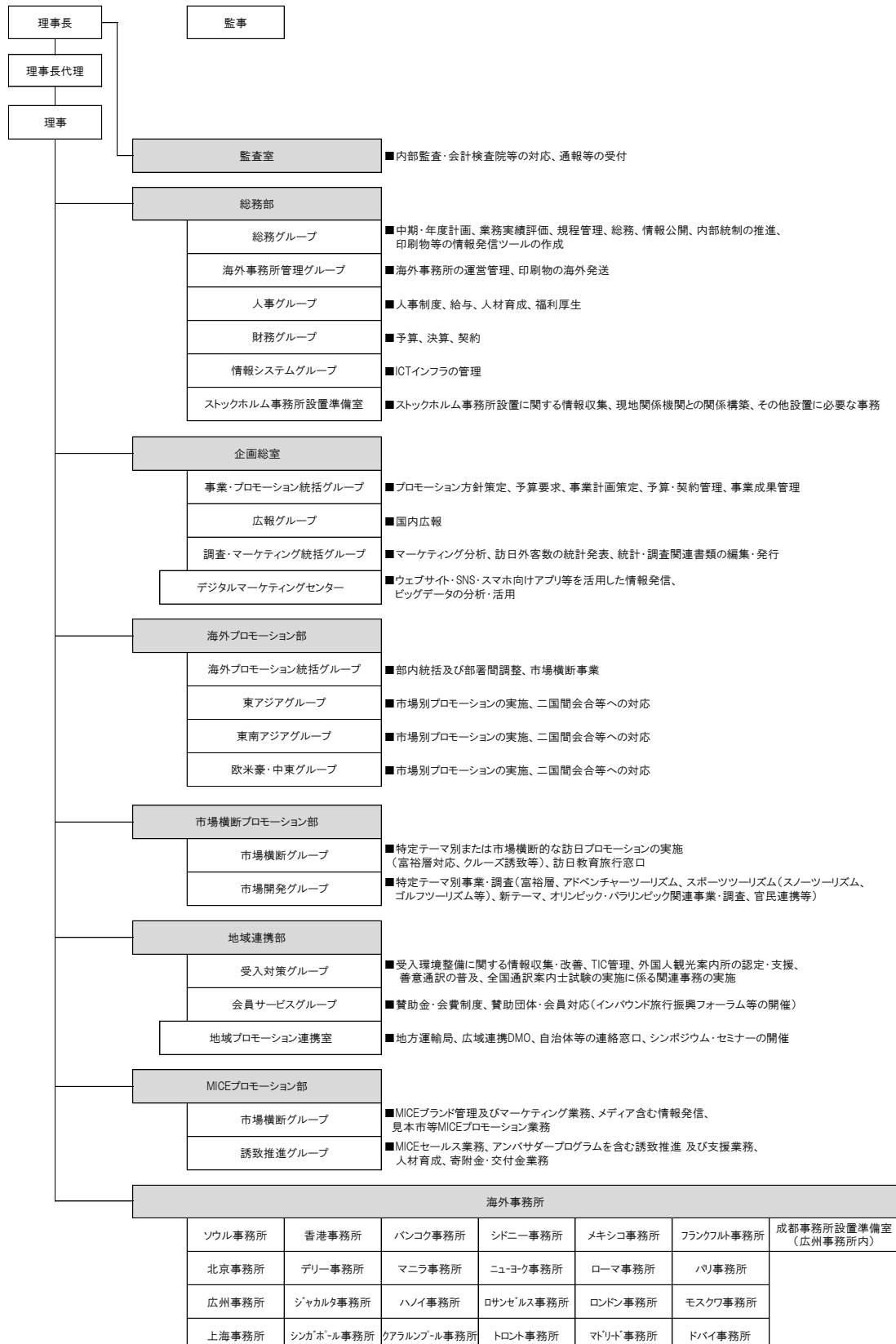
独立行政法人国際観光振興機構法(平成 14 年法律第 181 号)

(3) 主務大臣

国土交通大臣(国土交通省観光庁国際観光部国際観光課)

(4) 組織図

(2022年3月31日現在)



(5) 事務所の所在地

(2022年3月31日現在)

本部	東京都新宿区四谷 1-6-4
ソウル事務所	#202, Hotel President 2F Euljiro 16, Jung-gu, Seoul, Korea
北京事務所	中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大廈 410 室
広州事務所	中華人民共和国広東省広州市天河区林和西路 9 号耀中広場 B 棟 1310-11 室
上海事務所	中華人民共和国上海市延安西路 2201 号上海国際貿易中心 2111 室
香港事務所	Unit 807-809, 8/F., Prosperity Millennia Plaza, 663 King's Road, North Point, Hong Kong
デリー事務所	Unit No. 203, 2nd Floor, East Wing, World Mark 1, Asset - 11, Aerocity, New Delhi - 110037, India
ジャカルタ事務所	Summitmas I, 2F, Jalan Jenderal Sudirman, Kaveling 61-62 Jakarta Selatan 12190, Indonesia
シンガポール事務所	16 Raffles Quay, #15-09, Hong Leong Building, Singapore 048581
バンコク事務所	10th Floor Unit 1016, Serm-Mit Tower, 159 Sukhumvit 21Rd, Bangkok 10110, Thailand
マニラ事務所	9F, Tower One and Exchange Plaza, Ayala Triangle, Ayala Avenue, Makati City, 1226, Philippines
ハノイ事務所	Unit 4.09 on the 4th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
クアラルンプール事務所	1st Floor, Chulan Tower, 3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia
シドニー事務所	Suite 1, Level 4, 56 Clarence Street, Sydney NSW 2000, Australia
ニューヨーク事務所	19 th floor, 250 Park Avenue, Suite 1900, New York, NY 10165, U.S.A.
ロサンゼルス事務所	707 Wilshire Boulevard, Suite 4325, Los Angeles, CA 90017, U.S.A.
トロント事務所	55 York Street, Suite 202, Toronto, ON M5J 1R7, Canada
メキシコ事務所	Avenida Ejército Nacional No. 579, Int.7-B, Col.Granada, Alc.Miguel Hidalgo, C.P. 11520, Ciudad de México, México
ローマ事務所	Via Barberini 95, 00187, Rome, Italy
ロンドン事務所	3rd Floor, 32 Queensway, London, W2 3RX, U.K.
マドリード事務所	Carrera de San Jerónimo 15 – 3, Madrid, 28014, Spain
フランクフルト事務所	Kaiserstrasse 11, 60311 Frankfurt am Main, Germany
パリ事務所	4, rue de Ventadour 75001 Paris, France
モスクワ事務所	3rd Floor, 5, Bryanskaya Street, Moscow, Russia
ドバイ事務所	Room No.806, Shangri-la Hotel, Sheikh Zayed Road, Dubai, UAE

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当該項目については該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

〔法人単位〕

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	12,413	7,254	16,304	29,677	27,795
負債	10,118	6,222	14,616	26,837	23,005
純資産	2,295	1,031	1,687	2,840	4,790
行政コスト	-	-	14,001	9,295	13,298
行政サービス実施コスト	17,793	12,166	-	-	-
経常費用	18,721	12,625	13,703	9,286	13,291
経常収益	19,317	13,002	14,364	10,310	15,203
当期総利益（△総損失）	1,478	439	656	1,018	1,910
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,336	△ 5,105	8,303	12,655	△ 2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	272	△ 41	△ 153	△ 189	△ 198

〔一般勘定〕

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	12,335	6,794	13,326	24,570	23,321
負債	10,070	5,809	11,770	21,923	18,787
純資産	2,265	985	1,556	2,647	4,534
行政コスト	-	-	10,054	7,701	11,014
行政サービス実施コスト	17,790	10,891	-	-	-
経常費用	18,659	11,316	9,756	7,692	11,008
経常収益	19,258	11,677	10,332	8,655	12,856
当期総利益（△総損失）	1,481	423	571	956	1,847
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,342	△ 5,487	5,782	10,532	△ 1,364
投資活動によるキャッシュ・フロー	272	△ 41	△ 153	△ 189	△ 186

〔国際観光旅客税財源勘定〕

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	-	380	2,939	5,078	4,449
負債	-	362	2,836	4,907	4,212
純資産	-	18	104	171	238
行政コスト	-	-	3,880	1,594	2,282
行政サービス実施コスト	-	1,273	-	-	-
経常費用	-	1,273	3,880	1,594	2,282
経常収益	-	1,291	3,966	1,661	2,349
当期総利益（△総損失）	-	18	86	67	67
業務活動によるキャッシュ・フロー	-	380	2,562	2,133	△ 631
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	△ 12

※「独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)の一部を改正する法律」が2018年4月18日に施行されたことに伴い、国際観光旅客税の収入を財源とする勘定として、国際観光旅客税財源勘定を設置しております。

〔交付金勘定〕

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	78	79	39	29	25
負債	48	51	11	7	7
純資産	31	28	28	22	18
行政コスト	-	-	66	5	4
行政サービス実施コスト	3	2	-	-	-
経常費用	62	36	66	5	4
経常収益	59	34	66	0	0
当期総利益（△総損失）	△ 3	△ 2	△ 1	△ 5	△ 4
業務活動によるキャッシュ・フロー	6	1	△ 41	△ 9	△ 5
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	-	-

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金	6,541
事業収入	540
事業外収入	7
寄附金収入	405
計	7,493
支出	
業務経費	18,897
受託経費	444
交付金事業経費	100
人件費	2,696
一般管理費	589
計	22,725

②収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	22,825
業務経費	18,896
受託等経費	444
交付金事業経費	100
一般管理費	3,285
減価償却費	99
収益の部	
運営費交付金収益	21,773
国際観光振興事業収入	845
寄附金収益	100
資産見返運営費交付金戻入	99
事業外収益	7
純利益	△ 0
前中期目標期間繰越積立金取崩	0
総利益	0

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	22,725
業務活動による支出	22,725
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	7,493
業務活動による収入	7,493
運営費交付金による収入	6,541
寄附金等収入	405
事業収入	540
事業外収入	7
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
その他(流動資産)	: 前払費用、未収金、賞与引当金見返等
有形固定資産	: 建物附属物、工具器具備品等長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	: 長期にわたって使用又は利用するソフトウェア及び電話加入権等の無形の固定資産
投資その他の資産	: 事務所の敷金・保証金、長期前払費用、前払年金費用、退職給付引当金見返
運営費交付金債務	: 業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未配分の部分に該当する債務残高
預り寄附金	: 訪日旅行促進事業を実施するために寄附者から受領した寄附金のうち、未実施の部分に相当する残高、及び国際会議の誘致の促進及び開催の円滑化を行うため、国際会議等を主催する者への資金援助のために寄附金を交付するために募集した寄附金の預り残高
未払金	: 次年度以降に支出する債務残高
その他(流動負債)	: 未払消費税、預り金等の経過勘定、賞与引当金
資産見返負債	: 運営費交付金等で取得した固定資産相当額
その他(固定負債)	: 退職給付引当金、前払年金費用見返
政府出資金	: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 資本金及び利益剰余金以外の資本であって、国から出資された固定資産の評価替資本、運営費交付金と寄附金で取得したもので独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

- 損益計算書上の費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書上に計上される費用
- その他行政コスト : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額及び、除却損相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている。)

③ 損益計算書

- 国際観光振興事業費 : 訪日外国人の来訪促進に係る事業費
- 交付金事業費 : 預った寄附金のうち、会議主催者に交付した金額及びその業務に伴う経費
- 一般管理費 : 人件費、事務所賃借料、間接事務経費及び減価償却費等の経費
- 運営費交付金収益 : 運営費交付金債務のうち、当期の収益として認識したもの
- 国際観光振興事業収入 : 訪日外国人の来訪促進に係る賛助者からの寄附金収入、訪日外客情報提供等に係る会員からの会費収入、観光情報の提供収入、通訳案内士法に基づき行われる通訳案内士試験の受験手数料収入、訪日外国人の増大を目的とした受託業務収入等
- 資産見返負債戻入 : 資産見返負債のうち、減価償却及び除却相当額を取崩して当期の収益として認識した収益
- その他(経常収益) : 賞与引当金見返に係る収益、退職給付引当金見返に係る収益、財務収益及び雑益
- 臨時損失 : 固定資産の除却損

④ 純資産変動計算書

- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、完成品又はサービス購入による支出、人件費支出等が該当
- 投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来にむけた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得、敷金・保証金の差入が該当
- 資金に係る換算差額 : 外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しており、当機構のウェブサイトの「事業計画・活動報告書」のページにて公表しています。

- ✓ 中期計画
- ✓ 年度計画
- ✓ 財務諸表
- ✓ 決算報告書
- ✓ 監査報告
- ✓ 業務実績に関する自己評価

URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/reports/index.html



The screenshot shows the JNTO website interface. At the top, there is a navigation bar with links for 'JNTOについて', '世界のインバウンド市場', '事業・プロジェクト', '報道発表・お知らせ', '統計・データ', and 'サービス'. Below the navigation bar, the main content area is titled '事業計画・活動報告書' (Business Plan and Activity Report). The page includes a description of the reports and a list of links for '中期目標・中期計画・年度計画', '業務実績報告', '決算等報告書', and '年次報告書'. On the right side, there is a sidebar menu with links for 'プロフィール', '事業概要', '海外事務所の活動', '契約・調達', '採用情報', '法令・規程', '情報公開', '事業計画・活動報告書', '外部有識者会議', and 'JNTO役員インタビュー・執筆記事等'.

✓ ウェブサイト

この他、ウェブサイトでは、当機構のご案内や事業に関する情報等を発信しています。

事業概要パンフレット:

https://www.jnto.go.jp/jpn/business_overview/jp/2022bo_ja/HTML5/pc.html#/page/1



<日本語ウェブサイト>

<https://www.jnto.go.jp/jpn/index.html>



<地域インバウンド促進サイト>

<https://action.jnto.go.jp/>



<統計データサイト>

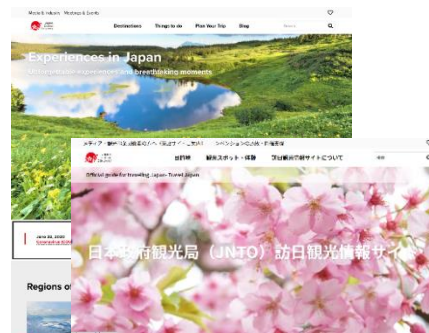
<https://statistics.jnto.go.jp/>



<コンベンション誘致・開催支援>

(日) <https://mice.jnto.go.jp/>

(英) <https://www.japanmeetings.org/>



<グローバルウェブサイト>

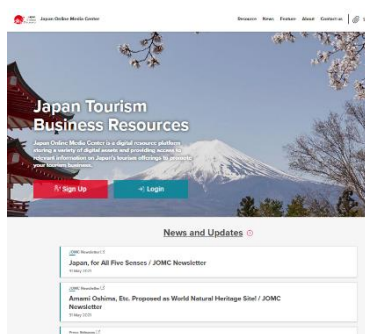
(海外・一般旅行者向け) <https://www.japan.travel/en/>

(国内向け) <https://www.japan.travel/jp/>



<コロナ情報(英語版)>

(日本への入国制限や入国手続き等の情報) <https://mice.jnto.go.jp/news/detail.html?id=349>



<ジャパン・オンライン・メディア・センター>

(海外・メディア向け)

<https://business.jnto.go.jp/>



<市場動向トピックス>

(22重点市場からの訪日外客数や、当該市場における主な活動を紹介)

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html



✓ 報道発表資料

当機構の方針、取組や実績、訪日外客数の推計値等をリリースしています。

URL: https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/index.html

<令和3年度の報道発表事例>

2021.9.27

[中国市場向け、お土産も買えるバーチャルライブ ツアーをスタート](#)

PRESS RELEASE
報道発表資料

JNTO
日本政府観光局

※本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。 2021年9月27日

中国市場向け、お土産も買えるバーチャルライブツアーをスタート
～全国8地域で実施、各地の観光産業を支援～

日本政府観光局 (JNTO) は、コロナ禍で厳しい状況にある地方経済を支援するため、バーチャルライブツアーとEコマースを組み合わせた新たな観光プロモーションを9月29日より開始します。中国Eコマース大手のアリ/イグループのプラットフォームを通じ、ライブで在日中国人インフルエンサー (KOL: Key Opinion Leader) により日本各地の魅力や地域産品が紹介されます。中国の視聴者はライブツアーを楽しみつつ、その配信画面から直接結構Eコマースプラットフォーム上の地域産品を購入できます。2022年3月末までに全国8ブロックで計8回実施します。

全国規模かつ長期にわたってバーチャルライブツアーとEコマースを連携する取組は世界的にも例がなく、JNTOでは、コロナ禍での新たな観光の可能性を追求していきます。

【第1回の概要】

- 開催地域: 九州ブロック
- 日時: 9月29日 (水) 15時 (日本時間) から3時間程度
- 主な出演者 (在日中国人 KOL):
林翠 (リン ピン) さん (Weibo アカウント@林翠在日本)
黒野 (ハイ カ) さん (Weibo アカウント@黒野在日本)
柳野 (リュウ ノ) さん (Weibo アカウント@柳野在日本)
- 紹介される地域産品: 九州産の日本酒・焼酎、即席ラーメン、伊万里焼・有田焼など
- スマホ対応特設ページ、ライブツアー視聴 URL:
<https://j.m.taobao.com/www/jnto/jcrash/common/?ipg?weibo=common&ipg=taobao/jnto>
- 担当コメント: 中国でも人気地がまもなく(熊本県)とコロナ禍し、九州の観光名所をめぐり、ご当地の魅力をお伝えします。熊本産地からの連携もあおお伝えします。

在日中国人 KOL

2021.11.1

[ドバイ事務所およびメキシコ事務所を開設します！](#)

PRESS RELEASE
報道発表資料

JNTO
日本政府観光局

※本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。 2021年11月1日

ドバイ事務所およびメキシコ事務所を開設します！

- 日本政府観光局 (JNTO) は、新たにドバイ事務所およびメキシコ事務所を開設します。
- 訪日旅行市場として、さらには、高所得者層誘客市場としても大きな成長が期待できる中東地域および中米地域に事務所を設け、体制を強化いたします。
- 2事務所の開設により、JNTOの海外事務所ネットワークは合計24か所となります。

政府では、2030年訪日外国人旅行客数4000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標を掲げております。その実現に向けJNTOでは、これまでアジア、欧州、北米、東州に事務所を開設し活動してきていますが、このたび、訪日旅行市場として、さらには、高所得者層誘客市場としても大きな成長が期待できる中東地域および中米地域に事務所を設け、体制を強化いたします。

今後、現地で開所式を開催し、事務所開設や今後の事業展開のPRを行う予定です。
(開所予定: ドバイ 11月15日、メキシコ 2022年2月目標)

【ドバイ事務所】

- 所長: 菊池 恭子 (きくち きょうこ)
- 所在地: Room No.806, Office in Shangri-La Hotel, Dubai
- 連絡先: Tel. +971-4-226-3050 E-mail. info_dubai@jnto.go.jp

【メキシコ事務所】

- 所長: 山田 麻美 (やまだ まさみ)
- 所在地: Avenida Ejército Nacional No. 579, Int.7-B, Col. Granada, Alc. Miguel Hidalgo, C.P. 11520, Ciudad de México, México
- 連絡先: Tel. +52-55-9013-9740 E-mail. info_mex@jnto.go.jp

(参考) 今後の計画
中国の観光や旅行市場へのプロモーションの強化に向け、成都 (中国)、ストックホルム (スウェーデン) での事務所開設を計画しています。(開設時期は未定)

2021.11.26

[地域のインセンティブ旅行コンテンツ 42件を6言語で発信！](#)

PRESS RELEASE
報道発表資料

JNTO
日本政府観光局

※本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。 2021年11月26日

地域のインセンティブ旅行コンテンツ 42件を6言語で発信！

～JNTO調べ、効果測定レポートを発表～

- 「海外向け旅行向けアンケート」では、回答者の38.6%～推計値で3.9億人 (*)～が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 (以下「Tokyo2020大会」) を契機としたプロモーションやSNS投稿、報道等を通じて、将来の訪日意欲が向上したという結果が得られました。
- アンケートを通じて「2025年大会・国際万博」への関心が高く、将来の訪日につながるイベントであることも分かりました。
- 米国 National Geographic Traveler 誌の2021年読者賞アワード (Reader Awards 2021) にて、日本が「最も訪れたい遠征先」に選ばれました。Tokyo2020大会を通じて日本の地方の魅力が認知された結果です。

【プロモーションおよび効果測定概要】

JNTOでは、Tokyo2020大会開催中、訪日の訪日に向けて、拡充される地方の魅力やアクセシビリティを中心とした情報発信を集中的に行い、主に以下の成果を挙げました。

- オンライン広告、TV番組、TVコマースなど活用した多岐にわたる広告宣伝を実施。訪日を喚起するプロモーション動画を、延べ3.1億回以上視聴。
- 米・中・英・仏の「オンライン広告掲載費」を対象としたアンケートでは、回答者の70%以上が広告を視聴した結果、「日本を訪れたい」と回答。
- 米・中・英・仏の1,500人以上の有力メディアジャーナリストに対し、ニュースレター等での情報提供や個別アプローチを実施し、日本を紹介する記事が13億人以上にリーチ。

今後、JNTOではTokyo2020大会で実施した各種プロモーションの継続をレガシーとして活用し、大衆・観光市場の両方で獲得されるメディアを駆使し、より効果的なプロモーションを実施してまいります。

2022.1.26

[Tokyo2020 大会による様々な情報発信を通じて新たに推計 3.9 億人の将来の訪日意欲が向上](#)

PRESS RELEASE
報道発表資料

JNTO
日本政府観光局

※本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。 2022年1月26日

Tokyo2020 大会による様々な情報発信を通じて新たに推計 3.9 億人の将来の訪日意欲が向上

～JNTO調べ、効果測定レポートを発表～

- 「海外向け旅行向けアンケート」では、回答者の38.6%～推計値で3.9億人 (*)～が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 (以下「Tokyo2020大会」) を契機としたプロモーションやSNS投稿、報道等を通じて、将来の訪日意欲が向上したという結果が得られました。
- アンケートを通じて「2025年大会・国際万博」への関心が高く、将来の訪日につながるイベントであることも分かりました。
- 米国 National Geographic Traveler 誌の2021年読者賞アワード (Reader Awards 2021) にて、日本が「最も訪れたい遠征先」に選ばれました。Tokyo2020大会を通じて日本の地方の魅力が認知された結果です。

【プロモーションおよび効果測定概要】

JNTOでは、Tokyo2020大会開催中、訪日の訪日に向けて、拡充される地方の魅力やアクセシビリティを中心とした情報発信を集中的に行い、主に以下の成果を挙げました。

- オンライン広告、TV番組、TVコマースなど活用した多岐にわたる広告宣伝を実施。訪日を喚起するプロモーション動画を、延べ3.1億回以上視聴。
- 米・中・英・仏の「オンライン広告掲載費」を対象としたアンケートでは、回答者の70%以上が広告を視聴した結果、「日本を訪れたい」と回答。
- 米・中・英・仏の1,500人以上の有力メディアジャーナリストに対し、ニュースレター等での情報提供や個別アプローチを実施し、日本を紹介する記事が13億人以上にリーチ。

今後、JNTOではTokyo2020大会で実施した各種プロモーションの継続をレガシーとして活用し、大衆・観光市場の両方で獲得されるメディアを駆使し、より効果的なプロモーションを実施してまいります。

✓ 当機構のサービス(賛助団体・会員制度)

当機構は、賛助団体の皆様によりインバウンド・ツーリズム振興の取り組み支援をいただくとともに、会員の皆様のインバウンド・ツーリズム事業の展開をお手伝いしています。

URL: <https://www.jnto.go.jp/jpn/services/index.html>



以上